

令和6年度  
国立公園における感動体験創出事業

【公募要領】

【問合せ先】

環境省自然環境局国立公園課国立公園利用推進室

TEL : 03-3581-3351 (代表)

03-5521-8271 (直通)

E-mail : [koen\\_prize@env.go.jp](mailto:koen_prize@env.go.jp)

令和6年3月

環境省

## 目次

1. 目的	1
2. 公募の対象者	1
3. 対象事業	1
4. 採択された事業との連携内容及び付随する業務について	3
5. 事業の実施における留意事項	4
6. 採択件数及び事業実施期間	5
7. 経理等について	6
8. 応募方法	7
9. 審査	8
10. 事業実施体制	10

## 1. 目的

環境省では、平成28年から「明日の日本を支える観光ビジョン」に基づき、国立公園のブランド力を高め、上質なツーリズムを実現し、保護と利用の好循環により地域活性化を図ることを目指し、国立公園満喫プロジェクトを推進してきました。平成29年7月には国立公園の提供価値を「多様な自然風景と、生活・文化・歴史が凝集された物語を知ること、忘れられない唯一無二の感動や体験ができる。」と整理し、ブランドメッセージを「その自然には、物語がある。」と決めました。

観光立国推進基本計画（第4次）においても、美しい自然の中での感動体験を柱とした滞在型・高付加価値観光の推進を図り、これまで8つの国立公園を中心に進めてきた取組を全34国立公園等にも展開し、国立公園のブランド化を進め、国内外からの誘客に貢献するとしています。

令和5年6月には、来訪者・地域に約束することを、国立公園のブランドプロミスとして「感動的な自然風景」「サステナビリティへの共感」「自然と人々の物語を知るアクティビティ」「感動体験を支える施設とサービス」の4つを定めたところです。

今後、各国立公園において「ストーリー（物語）」を明らかにするとともに、資源、伝えたい情報、望まれる体験等を整理したインタープリテーション全体計画を作成し、国立公園ならではの自然体験アクティビティを含む感動体験を企画・試行し、自走化させることとしています。

本公募では、各国立公園におけるインタープリテーション全体計画等に基づき、ストーリーを伝える自然体験アクティビティを含む感動体験を企画・試行、自走化の取組を支援し、得られたノウハウをまとめ、全国の国立公園に展開することにより、観光立国推進基本計画のインバウンド目標に貢献するとともに、国立公園利用者に意識変容や行動変容を伴う感動と学びの体験を提供することを目的としています。

（参考）国立公園のブランドプロミスの決定について：

[https://www.env.go.jp/press/press\\_01679.html](https://www.env.go.jp/press/press_01679.html)

なお、本事業は、令和6年度政府予算の成立を前提としております。

## 2. 公募の対象者

本公募の対象者は、自然保護官事務所等（地方環境事務所、自然環境事務所、国立公園管理事務所、国立公園管理官事務所及び自然保護官事務所をいう）と連携している民間団体若しくは協議会、当該自然保護官事務所等・民間団体・協議会と連携している民間事業者、又は国立公園に含まれる地方公共団体とします。当該自然保護官事務所等との連携については、連携体制等何らかの連携の担保が取れていることを指します。

## 3. 対象事業

各国立公園又は世界自然遺産におけるインタープリテーション全体計画等（ステップアッププログラム、自然体験活動促進計画等を含む）に基づき、各国立公園ならではのストー

リー（価値）、資源に込められたメッセージを伝え、感動と学びを提供する、来訪者に望まれる体験として検討された、自然体験アクティビティを含む感動体験の企画・試行、自走化の取組を対象とします。

国立公園を中心に行う事業であれば、その周辺の取組も対象とします。

なお、国立公園のブランドプロミスにおいては、「ブランドプロミスを実現し続けるため、環境省と地域・関係者が一緒に取り組むこと」として、9つのブランディング活動を定めており、本事業では、ブランディング活動⑥「物語(ストーリー)に沿った魅力的な自然体験コンテンツと体験コースをつくります。」を中心に、ブランディング活動④「利用のルール、限定体験、利用者負担等に取り組み、公正な利用とその対価が保護に再投資される仕組みをつくります。」や、ブランディング活動⑤「脱炭素化や地産地消などに取り組み、持続可能な地域づくりに貢献します。」等に取り組みます。

### (1) ストーリーを伝える自然体験アクティビティを含む感動体験の自走化

ブランディング活動⑥を実施する次の事業。複数のアクティビティ、宿泊、飲食、交通等を組み合わせたツアー、単体のアクティビティのいずれも可能。

#### ①自然体験アクティビティ磨き上げのための調査・検討

インタープリテーション全体計画等のストーリー、資源とそれに込められたメッセージ、望まれる来訪者の体験、来訪者の意識変容/行動変容にかかる達成目標等を深掘りし、個別の自然体験アクティビティを磨き上げるための調査、検討

#### ②モニターツアーの実施

例： 旅行会社等と連携して実施する有償ツアー、外国語対応したツアー・参加者に外国人（在日を含む）を含むツアー、目標と仮説を設定し事後に検証するツアー等

#### ③ターゲット分析

インタープリテーション全体計画における来訪者分析の深掘り、ストーリーや望まれる体験を踏まえたターゲット分析

#### ④販売戦略立案、マネタイズ

#### ⑤販路構築、ツアー販売、提供・受入体制の強化

国内外のバイヤーとの販路構築、商談、商談のための現地訪問、実際のツアー販売、ランドオペレーター等の機能強化

#### ⑥プロモーション

#### ⑦先進事例現地調査

同様の取組の先進事例の現地調査、ネットワーク構築

#### ⑧脱炭素化・脱プラスチックや地産地消等、サステナビリティ向上の取組

#### ⑨ネイチャーポジティブツーリズム、バリアフリーツーリズム等

#### ⑩外国語対応

例： ストーリーを伝える解説・主要な解説のコピーライターと翻訳による訴求力あ

る外国語対応

**(2) 利用のルール、限定体験、利用者負担等の取組、利用の対価が保護に再投資される仕組みづくり**

ブランディング活動④を実施する事業。(1)に付随する、保護と利用の好循環に資するルールづくり、限定体験による満足度向上などの取組。保護への再投資については、地域の保護及び利用上の課題解決・目標達成につながる、対価に上乗せした価格に見合う満足度が高い再投資・還元の取組。インタープリテーション全体計画、管理運営計画、ステップアッププログラム 2025、自然体験活動促進計画、エコツーリズム推進全体構想等に関係する利用のルール等がある場合には、それらと整合していること。

**(3) 有識者、専門家、アドバイザー派遣**

(1)又は(2)について有識者・専門家・アドバイザー(以下、「専門家等」という)から指導・助言・コーチングを受けるための旅費、謝金等(※「令和6年度国立公園における感動体験創出事業実施業務」で派遣する専門家等から指導・助言・コーチングを受ける場合を除く)

**4. 採択された事業との連携内容及び付随する業務について**

採択された事業については、「令和6年度国立公園における感動体験創出事業実施業務」を請け負った事業者(以下「事務局」という。事業者決定は6月初旬の見込み)と共同実施者としての協定締結後に開始することになります。

なお、共同実施者として協定に基づき本事業を実施するにあたり、必要とみとめられる経費の一部の支援を予定しています。

また、各事業の成果の確実性と効果を高めるために、事業実施期間中、事務局が各事業内容に必要な支援を行います。事務局から専門家等を派遣する予定です。専門家等の分野については、実施者への意向を踏まえて決定します。

**(1) 事業計画書の作成、変更**

- ・実証事業を実施するに当たり、事務局と調整の上、本申請の内容等を基に、改めて事業計画書を作成していただきます。
- ・採択過程及び実施中において、事業趣旨に沿うよう申請内容から変更していただくことがあり、申請内容等のおりに行っていただくとは限らないことに御留意ください。

**(2) 事業の進捗状況等の報告及び打合せ**

- ・事業実施期間中は、月1回打合せを行い、進捗状況等を事業事務局へ報告していただきます。打合せはオンラインを基本としますが、必要に応じて現地で開催します。

**(3) 事業計画説明会、中間報告会、成果報告会への参加**

- ・実施者には事業開始時のキックオフミーティング、中間報告会、事業終了時の成果報告会を集合開催又はオンライン開催に参加いただき、事業開始時の事業計画、進捗の中間報告、事業終了時の成果報告を行っていただきます。集合開催の場合は1泊2日を予定

しており、事務局からの支出を想定しています。

#### (4) 事務局等の現地訪問

- ・事業実施状況確認のため、事務局や環境省が現地訪問する場合があります。(2)の専門家等派遣、(4)の現地打合せに併せて行う場合があります。

#### (5) 成果報告書の提出、事例提供

- ・事業終了後には成果報告書を提出いただきます。また、実施した取組で、他地域の参考になる取組については、取組内容を成果報告書とは別に資料としてまとめていただきます。なお、内容や分量に関しては事業事務局と協議の上で定めます。

#### (6) インタープリテーション全体計画等へのフィードバック

- ・成果報告書とあわせて、インタープリテーション全体計画等へ本事業により実施した自然体験アクティビティの反映や、資源と資源に込められたメッセージ、来訪者の想定等について提案等のフィードバックをしてください。計画が公園についても、実施した自然体験アクティビティに係るインタープリテーション全体計画の要素をまとめてください。

#### (7) 「国立公園における自然体験コンテンツガイドライン」セルフチェック

- ・造成した自然体験アクティビティは、「国立公園における自然体験コンテンツガイドライン」のセルフチェックをし、報告書に記載してください。基礎的項目(フェーズ1)の9割以上クリアしているアクティビティについては、「国立公園に、行ってみよう！」サイトに掲載させていただきます(更新は年1回です)。

#### (8) 本事業に関連する情報整理・発信

本事業のコンテンツ造成においては、以下についても取り組んでいただきます。

##### ① SNS 活用

コンテンツ参加者の口コミやUGC (User Generated Contents) 創出

##### ② タリフ整備

##### ③ SEO (Map Engine Optimization) 対策

Google ビジネスプロフィール等の各体験コンテンツ情報を充実

### 5. 事業の実施における留意事項

#### (1) インバウンド誘客

- ・本事業は、国際観光旅客税財源を使用しており、訪日外国人旅行者消費額、宿泊数、旅行者数等の観光立国推進基本計画の目標達成への貢献を念頭に取り組んでください。事業計画には、インバウンド誘客に係る目標又は指標を記載してください。

#### (2) 自立自走化

- ・本事業は、自然体験アクティビティ等の自立自走化を目指す事業です。本事業以外も含めて外部資金なしで自立自走化する予定時期を事業計画に記載してください。
- ・自立自走化実現の上で、モニターツアーではなく実際のツアー販売を実施していただくことを想定していますが、モニターツアーから実施する場合にも、モニターツアーで検

証する事項を予め設定し、実際の販売価格に近い料金設定で実施して適切なフィードバックを得て、事業実施期間中に早期にツアー販売することを想定しています。

- ・事業終了後も、自走化の状況をヒアリングすることがあります。

### (3) KGI・KPI の設定

- ・取組の進捗を自己診断、対外的に説明する上で、KGI (Key Goal Indicator : 重要目標達成指標)、KPI (Key Performance Indicator : 重要業績評価指標) を数値で把握することが有効なことから、事業計画書に数値で記載してください。設定の方法としては、事業の目標達成 (保護と利用の好循環の実現 (課題解決)、インタープリテーション全体計画の目標、ビジョンの実現、(1) のインバウンド誘客、(2) の自立自走化等) を念頭に、到達したいゴールを定量的に評価するための結果指標として KGI を、KGI 到達までの進捗を定量的に可視化・測定・評価するプロセス指標として KPI を設定することが考えられます。本事業の業務でコントロールできる粒度で設定してください。ロジックモデルの考え方も参考にしてください (インプット→アクティビティ→アウトプット→アウトカム→インパクト)。

参考 : 国土交通省 HP : 令和 4 年度に作成された先導的ロジックモデル (4 ページ目)

<https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/jouhouka/content/001590790.pdf>

### (4) 自然保護官事務所等との連携

- ・実施にあたり、環境省自然環境局国立公園課国立公園利用推進室及び事務局の他、各国立公園を所管する自然保護官事務所等 (地方環境事務所、自然環境事務所、国立公園管理事務所、国立公園管理官事務所及び自然保護官事務所をいう。) と連携してください。

### (5) 申請前の各種調整について

- ① 地方公共団体、民間事業者等で連携して事業を進める場合は、その連携体制を申請前に事業者間で構築・調整するようにしてください。
- ② 申請する事業について各種許認可が必要な場合は、事前に取得するか又は許認可申請先と事前調整を行うようにしてください。とりわけ、事業の根幹になる自然体験アクティビティ等については実施できないことがないように調整してください。

## 6. 採択件数及び事業実施期間

### (1) 採択件数

10 件程度

### (2) 事業実施期間

令和 7 年 2 月末までとし、令和 7 年 3 月 7 日 (金) までに事業報告書を提出してください。なお、予算が確保された場合は、次年度も本事業は継続予定です。同一の申請者による事業は原則 2 カ年までとします。2 カ年での事業を希望する場合は、参考に 2 カ年目 (令和 7 年度分) の実施内容も記載してください。その場合にも、単年度毎に成果を出すことが求められます。継続希望があった場合にも、予算の確保状況、令和 6 年度の実施状況・実績により、継続しない場合もあります。

## 7. 経理等について

### (1) 対象経費

事業の対象となる経費は、次のとおりです。

対象経費	内容
諸謝金	事業を行うために必要な指導・助言等を受けるために依頼した専門家又は委嘱した委員（以下この表において「専門家等」という）に謝礼として支払われる経費
旅費	<p>情報収集や各種調査、会議や打ち合わせ等への参加など、事業を行うために必要な交通費、宿泊費、日当等として、実施者、専門家等に支払われる経費</p> <p>（注1）グリーン車、ビジネスクラス等特別に付加された料金については対象外とします。</p> <p>（注2）実施者が定める旅費規程等により最も経済的及び合理的な経路により算出されたものであることが必要です。</p> <p>（注3）本事業以外の用務が一連の旅程に含まれる場合は、用務の実態を踏まえ、按分等の方式により対象経費と対象外経費に区分します。</p>
印刷製本費	事業を行うために直接必要なパンフレットや資料等の印刷に係る経費
通信運搬費	事業を行うために直接必要な物品等の運搬費用、郵便料等に係る経費
借料及び損料	<p>事業を行うために必要な会議に係る会場使用料や機器・設備等のリース料・レンタル料として支払われる経費</p> <p>（注1）リース、レンタルにおいて対象となるものは、本事業の実施期間の経費のみとなります。契約期間が事業実施期間を超える場合の対象経費は、按分等の方式により算出された事業実施期間分のみとなります。</p>
消耗品費	<p>事業を行うために直接必要な消耗品の購入に係る経費</p> <p>（注1）消耗品は5万円未満の物品であるか、又は5万円以上であつても比較的長期（概ね2年）の反覆使用に耐えない物品等をいいます。</p>
賃金	事業を行うために必要な業務補助を行う補助員に対する賃金
雑役務費	事業の主たる部分の実施に付随して必要となる諸業務に係る経費
その他諸経費	上記のいずれの区分に属さないもの。

委託費	事業を行うために必要な経費のうち、特殊な技能又は資格を必要とするなどにより受託者が直接行うことのできない業務を第三者に委託するために要する経費
-----	---

※次の経費は対象となりません。

- －人件費
- －共同実施の協定締結前に発注、購入、契約等を実施したもの
- －電話料金、インターネット利用料金等の通信費
- －雑誌・新聞購読料
- －娯楽、接待の費用
- －備品の購入、施設整備等の事業終了後に財産となるもの
- －上記のほか、公的な資金の使途として社会通念上不適切と認められる経費

## (2) 経理にあたっての留意事項

- ・事業を行うにあたっては、当該事業について区分経理を行ってください。本事業において対象経費となるものは、本事業に使用したものとして明確に区分できるもので、かつ証拠書類によって金額等が確認できるものに限りします。
- ・事業における発注先（委託先）の選定にあたっては、1件あたり100万円以上（税込み）となる場合には、原則として2社以上から見積もりを取った上で、最低価格を提示した者を選定してください。相見積もりを取っていない場合又は最低価格を提示した者を選定していない場合には、その選定理由を明らかにした選定理由書が必要となります。1つの発注先が4割を超える、又は発注の合計が7割を超える場合には、実施者が主体的に事業を実施することを示す資料を提出してください（例えば実施体制図等）。

## (3) 事業費の支払い

- ・本事業に係る経費は、原則として、事業終了後の精算報告書に基づき、その内容を確認の上、適当と判断した場合に支払いを行います。
- ・ただし、立て替えが困難等の理由により、事業終了後の精算払いに対応できない場合には、概算払い又はその他の方法による対応を検討します。

## 8. 応募方法

### (1) 提出書類

下記の応募に必要な書類及びそれらのファイル（ワード、エクセル、パワーポイント又はPDF）を、公募期間内にメールにて提出先に提出してください。その際、メールのタイトルに「国立公園における感動体験創出事業応募」と明記してください。

#### ①応募申請書【様式1】

1 地域あたり1,000万円以下の規模の事業を申請してください。民間団体、協議会、民間事業者が申請する場合は、定款や規約等、団体の概要が分かる説明資料を添付してください。なお、申請者の自署、押印は不要です。

②事業計画書【様式2】※必要に応じて、事業内容を別紙（Power Point、Word、PDF等）で添付いただいても結構です。

③経費内訳【様式3】

④スケジュール【様式4】

## （2）公募期間

令和6年3月18日（月）から令和6年4月19日（金）まで

## （3）応募書類の提出先及び問合せ先

東京都千代田区霞が関1-2-2（中央合同庁舎第5号館26階）

環境省自然環境局国立公園課国立公園利用推進室

TEL:03-5521-8271

E-mail: [koen\\_prize@env.go.jp](mailto:koen_prize@env.go.jp)

## （4）応募書類の取扱

提出された応募書類は、応募者に返却いたしません。応募書類は審査以外の目的に使用することはありません。なお、行政期間の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）に基づき、不開示情報（個人情報、法人等の正当な利益を害するおそれがある情報等）を除いて開示される場合があります。

## 9. 審査

提出書類に基づき次に定める審査項目に基づき、審査を行います。必要に応じて、ヒアリング（オンラインを想定）を実施します。ヒアリング対象となった申請については、環境省から対象となる申請者へ別途連絡します。

### （1）基礎項目

次の要件をすべて満たすものであること。一つでも要件を満たさない場合には、その提案は失格とし、その後の審査を行いません。

- ①申請者が公募の対象者の要件に合致していること
- ②自然環境を損なうことのないよう十分な配慮がなされていること
- ③主体的に取り組む意思があり、自主的な予算の確保や関係者・関係団体・関係機関との連携体制の構築がなされていること（又はその予定があること）
- ④本事業の目的に沿った定量的な数値目標・指標（KPI/KGI）が設定されていること。（インバウンドに係るものを含む）
- ⑤申請者は、事業を遂行するために必要な能力を有すること

### （2）追加項目

基礎項目をすべて満たした提案について、次の追加項目に基づき総合的に審査を行います。

#### ①事業実施体制

- ・関係者・関係団体・関係機関との連携体制について、連携手法が具体的か
- ・事業を適切に遂行するためのリソース（経験、ノウハウ、資金調達力、人材等）を有し

ているか。

②国立公園に関係する計画との関係

・インタープリテーション全体計画、公園計画、管理運営計画、ステップアッププログラム、自然体験活動促進計画等の趣旨に沿う内容であるか。特にこれらの計画に位置づけられた自然体験アクティビティ等は高く評価する。

③自然体験アクティビティ（※ブランディング活動⑥関係）

・インタープリテーション全体計画に基づき、当該国立公園ならではのストーリー（来訪者と共有したい価値）、資源に込められたテーマを伝える自然体験アクティビティ等となっているか。望まれる来訪者の体験、目標が整理されているか。

④ターゲット分析

・インタープリテーション全体計画の視点からターゲットが具体的に想定されているか。

⑤販売戦略立案、マネタイズ

・販売戦略立案に取り組むものであり、関連する KPI/KGI が数値で設定され、マネタイズに取り組むものであるか。

⑥販路構築、ツアー販売、提供・受入体制の強化

・国内外のセラーやバイヤーが想定されており、具体性があるか。国内外利用者を対象に実際にツアー販売に取り組むものであるか。ランドオペレーター・コーディネーター等の機能強化により、円滑な販売、資源管理に取り組むものであるか。

・モニターツアーから始めざるを得ない場合にも、モニターツアーで検証する内容が明確であり、実際に販売する価格に近い代金を徴収し、適切にフィードバックを得る内容となっているか。

⑦自立自走の可能性

・事業実施期間終了後も、自立自走して事業継続が見込まれ、計画や目標を明確にして、着実に成果を出すことが期待できるか。

⑧外国語対応

・インバウンド対応に関し、外国語対応等、品質や満足度向上に取り組むものであるか。

⑨利用のルール、限定体験、利用者負担等の取組、利用の対価が保護に再投資する仕組みづくり（※ブランディング活動④関係）

・保護と利用の好循環に資するものであるか。具体的には次のような取組であるか。

・基礎項目の自然環境を損なわないことを前提に、保護に貢献し、満足度向上に資するルール・限定体験の取組であるか。

・保護又は利用上の課題・目標を踏まえており、利用料金のうち保護に再投資する還元率又は還元額、目標総額等の具体性があるか。

・利用者の理解が得られる、自然環境保全や地域への貢献への満足度が高い再投資の内容になっているか、わかりやすく示すものとなっているか。

⑩事業内容、目標・指標（KPI/KGI）の妥当性

・事業内容が国立公園の訪日外国人旅行者の滞在期間の延伸、消費額増加、コンテンツの

価格の適正化、満足度・リピート率等の向上につながるものであるか（インバウンド誘客に関する目標・指標（KPI/KGI）を数値で設定しているか。）。

- ・事業期間及び終了後に達成すべき目標・指標（KPI/KGI）が具体的かつ定量的に示されており、妥当な設定となっているか
- ・目標達成に向けた具体的なスケジュールが示されているか
- ・必要経費は事業内容に照らして妥当な金額か
- ・現実的かつ具体的な事業内容となっているか

⑪その他

- ・ネイチャーポジティブツーリズム、アドベンチャーツーリズム、バリアフリーツーリズム、サステナビリティ向上、ナイトタイム、歴史文化、食、地域コミュニティとの関わりの要素等で、本事業の趣旨に沿い、先進性やモデル性があるなど他の地域に波及効果が見込める取組
- ・（地域の取組）地域づくりの方向性と一致しており、地域経済・地域振興に寄与する内容となっているか

## 10. 事業実施体制

採択された活動団体は令和6年度国立公園における感動体験創出事業実施業務の仕様書に従い、事務局事業者との共同実施者として、協定を締結し、業務を実施することになります。

【業務実施体制図】

